フランスにおける年金基金制度導入を巡る論争と新たな成長体制の模索

── グローバライゼーション下の福祉国家危機のあらたな諸相 ──

花　田　昌　宣

要　約

本論文は、フランスにおける「年金基金」制度の導入をめぐる論議を、年金にかかわる社会保障制度改革上の枠内での議論をこえて、社会経済構造全体の変容の視点から新たな成長体制の理論的模索の中に位置づけ、論点を整理することを課題とする。

まず、フランスの経済状況を回顧して、新たな成長レジームが展望されつつあることを示す。と同時に、退職年金システムにとっての人口構造ショックのもつ意味を分析する。ついで、フランスにおける年金基金制度導入に関わる政策的論議を検討し、レギュラシオン理論に基づく分析を加える。そして、年金基金制度が、金融のグローバル化の下では企業ガバナンスの変更を余儀なくすることを示す。それをとおして、金融成長体制における年金基金制度の社会的運用は資本の社会的所有を実現しうることを明らかにするとともに、それへの留保的な議論も紹介する。

１．はじめに

本論文の課題は、フランスにおける「年金基金」制度の導入をめぐる論議を、年金にかかわる社会保障制度改革上の枠内での議論をこえて、社会経済構造全体の変容の視点から新たな成長体制の理論的模索の中に位置づけ、論点を整理することにある。

本研究の出発点は、先行する二つの研究成果である。

一つは変容を遂げつつある今日の資本主義経済下で労働力の再生産におい

て企業がどのような役割を演じているのかという国際比較研究プログラムの中にあった。この主題については、日本の場合においては、企業主義的レギュラシオン様式における労働者（個体としても社会集団としても）の社会統合の固有の性格として明らかにし、フランスに関しては企業の果たす役割は相対的に小さく、産業別の労使交渉の成果を国家が承認し制度化するところに特質があることを指摘してきたところであった（平野・花田、1999）。

もう一つは、自動車産業を対象とした賃金決定方式の国際比較研究プログラムである。ここでは、フランスのプジョー社の賃金決定方法について詳細な分析を加えたが、その際、賃金明細書の解析という調査手法をもちいて、直接賃金のみならず間接賃金と称される社会保障とりわけ年金について、使用者負担ならびに労働者負担の決定方法を明らかし、フランスの社会保障制度における企業と国家の役割の特質を一定程度明らかにしてきた（中西・花田、1994）。

以上のいずれも、直接的に年金制度を取り扱ったものではないが、労働力の社会的再生産をマクロ的に再検討する中で、間接賃金としての社会保障制度に立ち入り、国家、企業、労働者のトリアーデのなかに問題を再定置しようという試みであった。

日本においては、日本固有と思われる定年制度に基づく退職金制度と企業年金制度が退職後の所得保障において大きな役割を果たしている。とくに、企業の定年年令と公的年金支給開始年齢との間のずれた期間における所得保障として無視しえない。それに対して、フランスにおいては、日本における退職金制度に類する制度はなく、退職時手当てとして１～２ヶ月分の賃金が支払われることがある程度である。また、企業年金制度に対応するもの（retraite surcomplémentaire）は、制度的にはあるものの、大企業の一部に設けられているだけで広く普及してはいない[(1)]。

ところが、経済のグローバリゼーションならびに金融規制緩和の世界的進展のもと、日本においてはＫ401型の企業年金制度の導入が実現された。フランスにおいてもまた、同様に年金基金制度の導入が90年代より、社会保障制

度改革の中で政治日程に上り、国民的な論争を引き起こしている。ただ、フランスにおいては、年金基金制度の導入は公的年金改革の一環として位置づけられたものの、この国における福祉国家体制を根底から覆す性格のものであったため、なお議論は続いている。

本論文においては、この年金基金制度導入を巡る制度改革の係争課題をレギュラシオン理論アプローチの視点から、明らかにしていくことを直接の課題としている(2)。

まず、フランスにおけるレギュラシオン様式と成長体制の変容を概観する。ついで、年金基金制度の導入にいたる年金制度の危機を巡るいくつかの報告書や提案を検討して、何が課題なのかを検討する。これらの整理の上に立って、年金基金制度を巡る論争のフランス的特質を析出し、日本における年金制度改革への含意を探るものとする。

＜主要な論点＞

あらかじめいくつかの論点を先取りしておこう。

第一に、フランスにおいては、他の多くの先進工業諸国と同様に、人口構造の変化と経済成長の鈍化の下で深刻化する公的年金制度の危機に対応した制度改革が必要とされてきているのであるが、抜本的改革は、多くの場合、労働組合のストライキを始めとする社会運動の抵抗によって押しとどめられてきた。財政的に破綻する公的年金制度を維持していくには、負担の増加と給付の縮減を余儀なくされるのであるが、年金基金制度の導入の論議の焦点は、賦課方式に基づく公的年金を縮小して、個人主義原則に基づく年金基金制度を導入・拡大していくことで退職後の所得保障を確保しようというものである。

第二に、戦後フランスにおける年金制度は、賦課方式に基づいて運営されてきたのであるが、導入されようとしている年金基金は積立方式による制度だということが指摘される。したがって世代間の社会連帯に基づく年金制度を根本から覆す性格を持つ。そうした意味でフランスにおける福祉国家の原

理そのものが問い直されている。

第三に、この問い直しは、金融グローバル化の下で進行する。年金基金制度の導入の大きな課題として、企業の資金調達市場を発展させていくというねらいがある。積立方式により年金基金の膨大な資金は、金融市場で運用されることになるのであるが、発達の遅れているフランス企業の資金調達市場の拡大をもたらし、新たな経済成長の源を築くことになる。

したがって第四に、年金基金制度導入を巡る論議は、社会保障制度の根本的見直しにかかわるものであるばかりではなく、金融制度そのものの変容と密接に結びついていることが理解されなければならない。まさに、高齢者の退職後所得保障は、フランスにおける成長体制の社会と経済の将来像そのものにかかわっていると言えよう。

レギュラシオン理論でいうところのフォード主義的成長体制の基盤をなしていたところの福祉国家体制は、社会的なるもの（社会保障制度の整備充実、賃金上昇による生活水準の上昇、それらを通した社会的公正の進展、つまり社会進歩）と経済なるもの（生産力の上昇と経済成長の実現）との諧調を保障するものであった。まさしく、それが総体として見直されており、年金基金制度の導入を巡る議論は、その試金石的位置にあるのである[3]。

2．新たな成長様式としての金融的成長体制

＜フランスの置かれた経済状況＞

年金基金制度導入にかかわる理論的検討に入る前に、フランスの経済状況を本題にかかわるかぎりでパラフレーズしておこう。70年代初頭からの経済危機はインフレ、財政赤字、収支の赤字、失業の増大という形であらわれてきた。80年代の政策は、主として強い通貨政策か否かそしてディスインフレによる競争力強化策を取るのかどうかをめぐって揺れ動いていた。そのための政策手段は通貨管理であり、平価操作であった。ところが欧州経済通貨統合とそれによるユーロの誕生によって、はじめてフランスはこのような対外制約から自由になったのである（花田、1998）。

それと同時に進行したグローバリゼーションと情報通信技術を中心とする技術革新は企業の戦略的活動に大きな影響を与えたのである。生産要素のうちの移転可能な部分は、競争力を獲得するために企業が属する国から分離され国外に移転可能になる。その結果、可動な生産要素市場は世界化し、移転の容易ではない固定的な生産要素（社会保障や労働諸条件といった社会システムの総体）と競争関係に入る。こうした状況の中で、企業は自国の生産物市場においては価格コントロール力を失うとともに、資本市場においては金融統合がもたらす国際化した資金調達コストを引き受けなければならない。さらに、企業統治に関していえば、株価の極大化が主要なファクターとして重視するようコーポレートガバナンスが変化するのである(4)。

フランスにおける資金調達市場の特質を簡単に示しておけば、株式市場がアメリカに比べれば、未発達であったということであろう。というのも戦後経済成長を通してフランス経済における国有企業の占める役割が極めて大きかったからであった。単に交通や電気ガス水道、郵便といった公共サービスにとどまらず、銀行を中心とした金融機関や自動車、製鉄などの製造業においてもリーディング企業は国有企業であったのである。ところが、80年代半ばから、政権交代による政策の転換と国際化の流れの中で、国有企業が次々と民営化されていく。そのことが、金融制度の規制緩和と相まって、否が応でも資金調達市場としての株式市場の発展を促すことになったのである。

＜金融的成長体制のもつ意味＞

アグリエッタは、このような変化をフォード主義的成長体制の危機から「金融的成長体制」への移行として捉える(5)。この金融的成長体制をアグリエッタは、フランス語で régime de croissance patrimoine と表現する。Patrimoine という言葉は、これまで人類学や社会学では家産的と邦訳されてきた。英語で表現するときには Financial Regime of Growth という訳語が当てられている。家計における資産行動の意味変化を重視して用いられた用語であり、邦訳語にはなお慎重を期する必要があるが、本稿では、内容から見て、仮に

金融的と訳しておくことにする。

この金融的成長体制とは、マクロ経済的な均衡の決定の中で家計の富を構成する債券市場が果たす重要な役割に注目し、経済の構造変化と整合的な成長体制の事をさしている。この成長体制の調整（レギュラシオン）の最も重要な審級として企業のファイナンスとガバナンスが位置しており、機関投資家を通じた労働者株主の拡大が大きな役割を果たす。形式がどのようなものであろうと年金基金制度を巡る論議はここに位置づけられる。この成長体制における企業行動の基軸となる変数は株式による収益である。機関株主のコントロールは、企業に対してこの変数すなわち株価の極大化を要求するとともに、配当の分配に介入して利潤の配分の決定（種々の企業内預金制度、労働者利益分配制、ストックオプションなど）を左右せんとする。

この調整様式の核心に、グローバリゼーションが位置している。これは国によって異なり多様な影響をもたらしている。グローバリゼーションは、国際信用の発展を通して経常収支バランスの制約を取り除く。しかし同時に、リスクの正確な評価が困難なことから、過剰債務を引き起こしたり、金融の脆弱性を引きおこす。また、グローバリゼーションは利子率と為替レートの決定に作用する。グローバリゼーションは、商品市場が国際化することによって、企業の自己の生産物に対する価格コントロール力を失わせる。

これらはフォード的成長体制に照らし合わせてみれば新たな要素なのである。フォード的成長体制において、調整様式の中心的な位置にあったのは労使の団体交渉制度と一国をベースとした信用制度であった。大量生産方式によって可能となった生産性の上昇は、分配をめぐる団体交渉を通して実質賃金と利潤率に影響を与え、それが投資と消費を規定したのである。そして、その投資と消費は信用システムによって生産に結びつき雇用にインパクトを与えたのである。生産性の上昇が確保されているかぎり好循環が保障されていたのであった。

これに対して金融的成長体制では、株式による収益が、一方で企業の組織革新の投資に結びつき、それによって生産コストが低下し、財価格に影響を

与え消費、生産へと結びつく。他方、配分される配当を始めとする成果分配は株価に影響を与え、信用システムを通して消費ついで生産へと結びついていく。これによって実現された利潤はまた株式による収益へと回帰していくのである。これの核心に企業ガバナンス様式が位置しているのである。

本稿で取り上げる年金基金制度の導入を巡る論議の背後では、まさに、基金が株式市場で運用されること、そしてこの基金の加入者は勤労者であることから、新たな成長体制の社会的性格が、問われているのであり、単に積立方式か賦課方式か、といった社会保障制度の設計にかかわる議論を越えて重要な論点を提示しているのである。

3．人口高齢化と金融的成長体制

ヨーロッパにおける人口高齢化は非常に大きな規模の現象であり、来る半世紀、金融的成長体制（家産的成長体制）を発展させることになる。調整様式はそれに適合しなければならない。フランスにおいては、この問題は特別の響きを持つ。というのも、フランスでは人口問題は19世紀以来、常に強迫観念とさえ言えるほどの社会的な懸念として存在し続けてきたからである。19世紀後半以降における人口減少は国力低下の証であり、外国人労働力の導入ならびに家族手当制度の発足を促したのであった。現下の問題となっている人口高齢化もまた、そのような人口維持・拡大的な国民意識によって、深刻さが誇張されているところがないわけではない。

もとより工業先進国における人口の高齢化は、フランスのみならずヨーロッパ先進国では100年以上も前から徐々に進んできた事態である。実はこれは、言い替えてみれば、生活水準が向上したということに他ならないのであって、人口の高齢化それ自体をただちに社会保障制度の危機や年金制度の破綻に結びつけるのは議論として単純すぎると言わなければならない。社会保障制度の危機にかかわる人口学的要因のうち、今日の課題にかかわって強調されるべきは、戦後のベビーブーム、これは出生率の長期的低下の中では異例の事態であるのだが、それの反動として出生率が低下し、2010年から人口構

造に大きなショックを与えるという事態なのである。

そこで、社会保障制度なかんずく公的年金制度に困難をもたらしている人口学的要因を整理すれば、次の三つがあげられる。第一は、平均寿命の延長（これは超長期的な傾向である）、第二は出生率の低下（これもまた長期的傾向）、第三は過去の遺産（ベビーブーム世代年齢階層の高齢化）。種々の推計に寄れば、従属人口比率は急速に悪化する。フランスでは、政府計画局の推計によれば、1990年から2040年に31％から63％に達する（表―１参照）。この数値は、経済成長を現状のままで、特殊合計出生率をやはり現行の傾向である1.8で計算された人口比率である。もちろん、これは出生率の変化、女性の労働力率の変動、国際人口移動といった不確定要因に左右される。また、経済成長率とのかかわりでの失業率の変動、若年世代の労働力率の低下などを考慮に入れた従属人口比率は実はさらに悪くなり、同じ計画局の推計では最悪の場合すなわち失業状況の改善が見られず、出生率が1.8のままで、女性の労働力率も上がらないとした場合は、2020年で69％、2040年では91％と予測されている。なお、参考までに、経済分析審議会の人口構造予測も表―２として掲げておこう。

この人口構造の変化がレギュラシオン様式に与える最大の影響は、経済学的観点から見れば、貯蓄である。ライフサイクル仮説(6)に従えば、家計貯蓄率は世帯主の年齢によって異なり、顕著な違いを見せる。マクロ経済的なレベルで見た貯蓄率はこの10年上昇してきていたのだが、退職を準備する世代グループが相対的に増大していくことによって、今後10年さらに上昇していくであろう。この変化は、生涯にわたる長期的な所得に対して、富の金融的資産の増加を表現している。

家計の集計された富のみならず、その資産内容も金融的戦略行動によって変わっていく。貯蓄の増加部分は、機関投資家（生命保険会社・年金基金など）によって管理される共同の基金ないしは契約に基づく基金に投資される。これは、金融規制緩和ならびに情報技術革新とともに大幅に進んだ金融革新を活用するのである。この金融革新により、投資管理にかかるサービスコス

表―1　フランスにおける従属人口比率の現状と予測

1990	0.31
2000	0.34
2010	0.39
2020	0.47
2030	0.57
2040	0.63

従属人口比率：60歳以上人口の15-59歳人口に対する比率
出典：フランス政府計画局 Commissariat Général du Plan(1995)

表―2　フランスにおける人口構造の変化

%

	1990	1995	2005	2015	2040
0-19歳	27.8	26.3	25.0	23.4	21.1
20-59歳	53.2	53.7	54.2	51.7	46.4
60-64歳	5.1	5.1	4.3	6.2	5.4
65歳以上	13.9	14.9	16.5	18.7	27.1
60歳以上/20-59歳（従属人口比率）	35.8	37.2	38.4	48.3	70.1

出典：フランス経済分析審議会 Conseil d'Analyse Economique(1998)

トは大幅に低下し、この投資の質と多様性を向上させる。一方で、個人貯蓄のプーリングが、成果-リスクの関係を向上させ、他方、投資規模の大きさは取引における規模の経済をもたらす。このようにして、貯蓄者は同じリスクでより高い収益を期待できるという結果をもたらす。その結果、直接的には、株に投資する共同基金が選択されることによって、間接的には株を優先する年金基金の投資政策（とりわけイギリス）によって、家計の金融資産における株式の割合を増加させる

これらの事柄全体は二つの基本的な問題を提起している。

ひとつはマクロ経済レベルのことで、人口構造の変化が引き起こす成長体制の変化に適合する今後の政策に関わることである。今ひとつはミクロ経済

であり、企業ガバナンスにかかわる。先に見たようにレギュラシオン様式の基本的構成要素となる企業ガバナンスを問い直すということは、機関株主によって代表される資本所有の性格を検討することにつながる。この点は結論部分で立ち返る事にする。

4．人口構造のショックと退職年金システム

＜ベビーブーム世代の高齢化と人口構造ショック＞

人口高齢化による従属率の上昇は、退職年金額を決定する制度的要因が変化しなければ、所得の世代間移転を大きくしていく。もちろん、これは、非労働力人口に有利で労働力人口に対して不利な所得の実質的配分となるのである。

フランスでは、2010年から2015年にかけてベビーブームがうみだした大量の人口の階層をなす労働人口年齢層が増加し、この時期以降、これらの年齢階層は退職しはじめ、表１に見られるように従属人口比率が急速に高まる。この時期にいたると世代間の分配の争いが表面化するであろう。これを回避しようとするのであれば、この時期にいたる前に購買力の移転がなされていなければならないであろう。また、もし、来る10－15年のあいだ一定の経済成長が保障され、かつ大量の資本が成長率の高い国へ移転されるとすれば、所得の再分配の公正を維持しながら退職者の所得保障を確保するための一人あたり GDP の成長は十分であろう。アグリエッタは、こうした来る10年における金融的成長体制の発展は、フランス経済にとっての絶好のチャンスであるしまた必要なことであるとしている。

ただし、それが保障されるか否かは決して自明なことではない。その点に立ち入る前に、そのための議論の前提となっている年金制度の危機とその改革を巡る論議に関して少し触れておこう。公的年金制度の危機を巡る種々の議論は福祉国家の危機に関説して80年代からなされていた。とはいえ、年金制度改革の本格的かつ現実的な論議が開始されるのは、1991年に発表された『退職年金白書（Livre blancs sur les retraites)』(1991）からである。

＜年金制度改革と年金基金導入政策＞

ロカール社会党首相の下で発行されたこの白書は、以降の年金改革の議論の出発点とも土台ともなる材料を提供していた。主要には、種々の統計に基づき、年金制度の現状と将来を明らかにするというものであった。この白書では、種々のデータの活用と厳密な統計計算に基づいて予測がなされており、ここで示されたデータそのものに関しては反論の余地のないものであった。骨子は以下のとおりである。人口の高齢化は不可避であり、従属人口比率に関していえばかなり高くなっていく。これは出生率と労働力率に依存するのであるが、2040年、最悪のケースで77.6％、最良のケースで57.8％になると予測されていた。一方、年金水準に関していえば、フランスにおいては年々改善されてきており、退職時の所得と諸々の年金所得の比率である代替率は実質上81％にまで達していた。ただし制度間格差によって、職業により大きな年金水準格差がある。これらのことからこの白書は、受給権を保護するには年金受給開始年齢の引き上げ、年金額計算の根拠となる対象期間の見直し（賃金のもっとも高い時期の10年間から25年間へ延長）、年金額の平均賃金スライドから物価スライド制への移行の三点を提案していた。社会党政権下でのこの報告は、第一点目をのぞいて、その後の保守政権下での制度改革の下で実現されることになる(7)。

ついで、1995年10月にだされた政府計画局（Commissariat Général du Plan）の報告書『退職年金制度の長期的展望』（Perspectives à long terme des retraites）である。これは、5年前のロカール白書のデータを更新し政策の見直しの根拠を提供することを意図したものであり、一般制度といわれる基礎年金制度、強制加入の公的な職域年金制度である補足年金制度さらに職種別の年金制度についての見通しを示したものであった。しかし、示された展望が先のロカール白書よりもさらにペシミスティックであったためにしばしば「年金黒書」とさえ呼ばれるものであった。これらの報告書は、直接的に年金基金制度の導入をうたったりするものではなく、公的年金制度の現状を照らし出すものであり、制度改革にかかわる直接的議論は慎重に避けられ

ていた。

年金基金制度の導入が公に論じられたのは、1995年の大統領選挙のキャンペーンにおいて、保守派候補のジャック・シラクが、年金危機に対して、補足年金制度の上に三階建て部分（希望するものが加入・受給出来る追加補足年金制度）の設置を訴えたことをもって嚆矢とする。保守陣営では候補ジャック・シラク氏の大統領当選を受けて、時の経済相アラン・マドランが直ちに、年金基金問題が焦眉の課題であると反応し、96年の予算案の中に盛り込んだ事が始まりであるといわれている。しかし、この時年金基金は実現されることはなかった。1997年、同政権下でいわゆるトマ法が国会を通過し、利率と税制上の優遇措置を伴い退職時に引きだし可能な退職預金プランが設置された。同時にこのトマ法は年金基金制度の導入に向けての制度改正を進めることとしていた。しかし、同年、保守派から左派への政権交代によって、年金基金制度の導入は押しとどめられ、トマ法はお蔵入りとなった。とはいうものの、現在にいたるまで、年金基金制度の導入を巡って、政治の場のみならず、社会運動や種々のオピニオンリーダー（金融業界や生命保険業界は推進派であり、労働組合や社会運動勢力は反対している）の間での活発な議論が続いているのである。

ここで論じられている「年金基金制度」は必ずしも特定の企業年金制度やあるいはアメリカ流のK401といったものを念頭に置いているわけではない。論者によっても構想しているものは大きく異なる。もっとも簡単な主張によれば、リスクの多様化（分散）をともなう長期貯蓄金融商品と変わるところはない。年金基金をこのような意味で用いるのであれば、フランスにおいては、勤労者預金制度（Epargne salariale）、退職預金制度（Plan d'épargne retraite）など、積立制度がすでに存在している。今日問題にされるわけは、年金制度の危機という文脈において、個人の貯蓄の増大がその危機の解決と見なされるからである。したがって、年金基金は、退職後の所得の不十分さを補う必要性を強調するための、新しいよそおいをまとった古い形の貯蓄に過ぎない。

他方、その対局にある積極派の主張によれば、年金基金は企業が任意に設置でき、雇用主、被用者共々拠出する。拠出、給付とも公的な規制をうけ、導入された企業では強制加入とされ、大幅な優遇税制を享受する。そしてこの基金が金融市場で運用され、貯蓄不足に悩むフランス経済に投資の活性化をもたらすものとされる。

年金基金にかんしては、この二つの両極の間でさまざまな方式が論じられているのである。ただ、導入の是非を巡って起きている年金基金論争において、賛否どちら側においても、第一に積立方式で運用され、第二に積み立て原資がフランス経済活性化に必要な投資資金をもたらし、第三に公的年金制度（基礎年金制度たる一般制度と二階部分の補足年金制度）の危機に際して退職後の所得保障を支えるもの、といった程度の共通認識があるぐらいである(8)。したがって、それぞれの議論を整理していく必要があるのだが、それはテクニカルな議論ならびにイデオロギー的な議論にわたるため別稿を期することにする。

5．レギュラシオン理論と年金制度を巡る議論

＜年金改革論争に見られるの四つのシナリオ＞

レギュラシオン様式にとって提起される退職後の生活保障の問題は、富の実質的な移転が実現されるよう退職年金システムが効率的でなければならないということである。公的年金制度をめぐってもまた私的年金制度の導入をめぐってもフランスでは、激しい議論がなされている。種々の議論を整理してみると、選択可能なシナリオは、Sterdyniak et alii（1999）によれば 4 つある。但し、いずれも決定的な決め手に欠けている。

第一の議論は賦課方式を継続していくというものである。代替率の維持を課題とし、加入者の保険料率で年金財政を調整する。ここでの課題は年金生活者の生活水準の維持と年金の社会的性格を守ることにある。この戦略が意味をもつためには経済成長と完全雇用が前提となるが、種々の予測を見るかぎり、完全雇用がよしんば実現するにしてもそれは15年先の話である。した

がって、この戦略においては、受給開始年齢の引き上げと保険料率の引き上げが不可避となる。負担の増加と給付条件の悪化をもたらすこの政策的シナリオは国民的合意を得がたいという政治的な困難から選択されがたい。

第二は、公的な支出によって創出されるリザーブ（蓄積された原資）つきの修正賦課方式である。これは公的債務を拡大する危険を有している。さらに、これがうまくいくためには、フランス経済において預金不足の状態が続きかつ投資が活発であるという条件が整わなければならない。それによってリザーブの運用がプラスに働くからである。しかしながら、現下のフランスの状況がそうなっているとは考えられない。

第三は強制加入の積立方式（年金基金制度）の導入である。賦課方式の拠出建ての現行の公的年金制度を維持し、公的年金でカバーされる代替率を引き下げ、すべての国民に代替率を保障するよう強制加入の積立方式の制度で補完するというものである。年金基金は税制面での一定の優遇措置を受ける。この戦略においては、退職者の生活水準は利潤率（したがって基金運用収益率）と賃金上昇率の開きに依存する。利潤率が高ければ退職者にとって有利である。長期的に見れば、年金基金は株式市場を活性化させることが出来るが短期的には、賃労働者の可処分所得低下をもたらすであろう。それは需要の減退を引き起こすとともに賃金上昇要求運動を引き起こし、企業負担の増加につながりうる。

第四は任意加入の積立方式の年金制度の導入である。これは、賦課方式による年金制度が保障する代替率を低下させ、それにともなう年金所得の低下を個人の自由な貯蓄で補完させる方式である。この方式では、低賃金階層が積立制度に加入しない恐れが大きく、さらに、賦課方式による代替率の低下は現行システム下の高齢者に大きな所得格差を生みだす。

ただし、年金財政の破綻を目前にして、今日の政策論争においては積立方式の導入（第三ないし第四のシナリオ）が何よりも優先して検討されている。そこで政府は、二つのレベル選択の前に立たされている。人口構造が最悪の段階に達する前に、経済成長を回復させるように現行年金システムを積立方

表— 3　年金制度改革の四つのシナリオ

<table>
<tr><td></td><td>積立方式</td><td colspan="2">賦課方式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">強制加入</td><td>シナリオ　3</td><td>シナリオ　1</td><td>シナリオ　2</td></tr>
<tr><td>公的年金基金制度。経済成長の活性化をもたらしうる。</td><td>現行賦課方式の維持。受給年齢の引き下げと保険料率引き上げ</td><td>リザーブつきの修正賦課方式。年金財政破綻の回避。</td></tr>
<tr><td>企業の負担増につながる。</td><td>政治的に実現困難</td><td>公的債務の拡大の危険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">任意加入</td><td>シナリオ　4</td><td colspan="2" rowspan="3">成立せず</td></tr>
<tr><td>企業年金制度。公的年金部分の縮小と自助努力</td></tr>
<tr><td>所得格差の拡大の危険</td></tr>
</table>

式で補完するのかどうか。もし、イエスであれば、積立方式は、公的な勤労者貯蓄制度の形態（積立制度）で実現されるのか、アングロサクソン流の私的年金基金（任意加入の積立制度）の形を取るのかという選択があることになる。

＜賦課方式と積立方式の理論上の係争課題＞

マクロ経済の均衡の観点から言えば、賦課方式と積立方式の間の違いは、(公的年金として運営され強制加入であるかぎり)どちらかが優れているということはアプリオリにはいえない。いずれの場合に於いても、加入者は現在の負担と引き換えに未知の将来の実質的な生産に対する名目的な請求の権利を獲得する。この権利にかんしていうと、受給権者が受け取る時点において、期待された実質的な所得を得られないリスクはいずれの場合においても存在する。

賦課方式の下では、国家が保証人の役割を演ずる世代間の政治的な合意が存在している。これは戦後フランスのフォード主義的妥協の一構成要素をなしている。この合意に基づいて、国家は労働人口から同じ時期に退職者に配

分する所得額を徴収する。もし現役労働人口階層に対して課税圧力（社会保障負担と所得税）が高まってくると、この現役世代が将来の未知の金額を負担することを拒否するという政治的リスクが存在する。

積立方式においては、現役労働力人口層が商品的性格を有する権利を獲得する。個人の場合では私的年金となり、集団的に権利を獲得しようとすれば年金基金ということになる。いわば、貯蓄することによって、現時点において将来の所得を受給する権利である金融証券を購入するのである。この権利の実際の価値は金融リスクとインフレリスクにさらされる。

先にも触れた点であるが、ライフサイクル仮説に従えば、消費は生涯所得（生涯を通して得られる富）の関数であり、時間とともに変化する所得の変数ではない。年金制度が消費に、従って生産に、影響を与えうるとすれば、それは年金制度が生涯全体の富を変えうる場合に於いてのみである。既存の賦課方式に強制加入の確定拠出の積立方式を付け加えるとき、金融市場が完全であれば、マクロ経済的には中立であり、影響はまったくない。積み立て方式に投下された貯蓄は、自発的預金と完全に代替される。資本市場が不完全であっても、退職後の生存期間に関する不確実性が、人口構造の変化の過程で、将来の生活水準を維持するのに必要な自発的な貯蓄を引き下げるように仕向けるのであれば、結果は同様である。

このような経済的推論によれば、政府がなすべき二つのレベルの選択はそれぞれ独立した問題ではないだろう。というのは、重要なことは全体的な国民貯蓄を引き上げることであり、それにより GDP 水準を押し上げる事だからである。つまり、積み立て方式によって蓄積された基金がもたらす投資が経済成長にとって決定的重要性を持ってくるのである。もし、貯蓄制度が公的であり、この貯蓄が国債に投資されるのであれば、基金に蓄積される勤労者貯蓄の剰余は公的赤字の増加を補てんするのであり、一国の全体の貯蓄額は変化しない。しかしながら、家計の富は、もし実質金利（貯蓄制度の予測収益）が経済成長率（賦課方式の予測収益率）を上回っていれば、増加するであろう。

＜賦課方式と積立方式の相互補完性＞

このように考えてくれば、賦課方式と積立方式には相互補完性がある。賦課方式は社会的な連帯の強力な要素である。これは、国民連帯の原則の下、各個人の権利と各個人の努力の調整によって、世代間のリスクを明示的に共同化していくという利点を有している。一方、積立方式は、人口変動のショックを緩和するために必要である。積み立て原資の形成によって、資本ストックと生産の上昇を見込むことが出来る。また、従属人口比率の急速な上昇によって加入者世代にかかってくる負担を軽減するのに役立つであろう。資本ストックが増加し、また労働人口が減少するに伴い、労働生産性と実質賃金は上昇し、実質利子率は低下するであろう。2010年以降、労働供給が減少していくとき、もし人的資本と組織革新への投資が長期成長率を支えることなく、かつ従属人口比率上昇効果をカバーしないとすれば、おそらく成長は鈍化し年金制度の危機の克服は難しくなるであろう。

したがって、現下の問題に対処する現実的な政策としては、年金制度は現行の賦課方式による基礎年金（一階に当たる一般制度）と補足年金（二階）の公的部分は維持し、この部分の縮減が積立方式によって補完されるというのが実現可能でかつ展望のある政策と言えよう。ただし、この積立部分が、いかに管理運用されるのかは、年金制度設計そのものの議論であると同時にグローバリゼーション下での企業ガバナンスの変容に関連する課題である。

6．企業ガバナンスと資本の社会的所有

機関投資家の発展は新たな形態の企業統治―株式を通した直接的管理―を促進する。このレギュラシオン様式は、フォーディズム時代における、所有と経営の分離に基づくマネージャーによる内部コントロールならびに債務を通しての間接的コントロールとは異なっている。また、80年代から盛んになってきた合併や敵対的買収による直接的な市場のコントロールとも異なっている。

フランスにおける企業統治の特色は、ドイツ型を念頭に置いてみると分か

りやすい。ドイツのような企業の取締役会での組合代表の不在、あるいは従業員の共同利害を代表するものの不在は、企業統治における社会的な要素を排除することとなる。しかし、フランスでは、企業内における従業員の共同的な利害は公共部門の大きさでカバーされてきたのである。すなわち、フランス固有の産別団体交渉方式によって、労働条件や福利厚生の改善は、産業レベルの労働協約の拡張適用制度を通して、個別民間企業への社会的圧力をもたらし、それによって実現されてきたのである(9)。

機関株主による直接コントロールは、市場による過剰なコントロールを排除し、アグリエッタの提唱する金融的成長体制に適合したガバナンスであるものと認められる。彼らのポートフォリオは多様化され、ポートフォリオを構成する株式価値の増大を求められる。しかし、これらの機関投資家は、将来の株価上昇の展望を重視するのであり、企業の過去の金融的な成果の短期的変動ではなく、価値の創造を組織する能力として企業を見るのである。同時に、これらはインサイダーではないため、競争環境の中でポートフォリオを運用する自由を確保しており、また、企業能力を外部から判断するもので、かつ短期的視点から免れることができる。

機関投資家は、今後とも金融システムの決定的なアクターとして認められ続けるであろうが、これらは、社会進歩を実現する成長のレギュラシオンを構成する要素となりうるのだろうか。これらは、いかにして、マクロ経済レベルでの社会的目標と企業統治とを整合的に組み合わせるために、勤労者の共同利害と相互作用すべきなのだろうか。これらの問いに答えるには、我々が問題にしている年金基金の借方側、積み立てられた年金の請求権、すなわち貸方に記載される資本の所有権の対価に注目しなければならない。

＜社会的債務としての年金基金＞

年金基金制度は公的システムでも私的基金でもありうるがさしあたりその点は横に置いておこう。重要なことは、勤労者＝加入者の態度が、この請求権を私的貯蓄ではなく、「社会的債務」として認知させていくことにある。社

会的債務というわけは、この権利が、生涯の労働生活を通してなされたサービスの対価としての社会的既得権だということを意味しているからである。また、年金基金の貸方に記載されている以上、これらの権利は時間的制約がない。この権利は、現行の賦課方式に基づく公的年金制度におけるように所得の社会的移転として直接的に表現される替わりに、積み立てられる基金の中に位置することになる。そのことによって社会的債務に対する請求権が基づいている社会的紐帯の性質をなんら変えるものではないはずなのである。つまり、賦課方式のような同時点における移転といった性質のものとは論理が異なるのである。このように考えると、これらの権利に給付を実現していくキャパシティは、単に一年金基金の問題ではなく、社会全体の関与（アンガージュマン）の問題として現れてくる。というのも、このキャパシティとは、社会的債務を履行していく能力を意味し、その意味で加入者したがって受給権者が市民社会に参加する条件をなすからである。また、勤労者貯蓄制度（年金基金の一形態として現在フランスで部分的に実現されている制度）によって資金供給された基金は、あくまでも社会的なものなのであって、個人の貯蓄や生命保険などといった他の種類の金融的仲介とは性質が異なる。上に述べた意味を敷延すれば、借方に記載された社会的債務の対価として貸方にあらわれる所有権は、社会的所有権と見なされうる。たとえば、銀行が、共通財（貨幣）を借方で管理する以上特別な公的規制の対象となるように、公的なものであれ民間のものであれ、退職預金プランや勤労者貯蓄制度は社会のコントロールの下におかれなければならない。

この社会的コントロールが必要であるという現実認識は、実際には、勤労者の利害を代表する労働組合にとっての最重要課題の一つとなるであろう。というのも、これが、勤労者民主制に基づく金融的成長体制の社会的側面の核心であり、労働組合が自らの影響力を発揮できるところであるからだ。

たとえば、年金基金の所有権が提起する係争課題の性質を考えてみよう。提起されて当然の問題圏として、確定給付型の基金の場合における積み立ての超過部分の所有権の問題がある。この超過部分は企業が自らの都合のいい

ように運用しうる企業に属する私的所有なのか、あるいは社会的所有なのか、という論点である。社会的所有だと見なせば、それは年金プランの加入者に属し、企業はその受け皿にすぎず、基金自体は手段にすぎない。またこの場合、委託を受けた運用管理者は委託者たる加入者の合意なしにプランの権利を損なうことは出来ない。ただ、法制度や規制は国によって異なる。イギリスにおいては、超過分は企業に帰属することになっている。しかし欧州裁判所は社会的所有の議論を支持している。この方向で、法的な制度整備が欧州レベルで統一されることは契約に基づく預金の投資規制にとっての共通の原則を打ち立てることになるであろう。

退職年金の権利が個人的所有権ではなく社会的債務の対価として認識されるならば、当然、そこから公正性と権利保障の要求が発生する。したがって、国家は、この要求の保護が全国民に適用されるものであることを法で定めなければならない。退職年金預金が、公的なものであれ民間のものであれ、国家はこの保護を一般的条件として定めなければならないのである。確定給付型の年金基金は十分な積み立て原資が必要であるし、金融的損失のリスクは共同化されなければならない。年金プランは、もし民間のものであれば、請求権が移転可能であるように設計されなければならない。規制は、もちろん投資の慎重な管理・運用を求めるものでなければならない。年金基金の管理運用は、種々の基金が相互に依存しあうものであろうし、またそうでなければならないであろう。逆に、確定給付型の基金の積み立て原資には上限と下限が定められていなければならない。積み立ての下限の設定は企業倒産から給付を守ることになろう。上限の設定は税制優遇措置の濫用を防ぐ事になろう。

もし、国家がこれらのことを実現可能にする整合的な規制システムを設置できれば、公的貯蓄プランと私的年金基金との間の理論上の選択は意味がなくなる。両者は競争しながら発展していくであろう。とはいえ、やはり問われるのはガバナンスの質である。成長体制にとって重要なのは、あらゆる種類の企業の自己資本に投資しうるだけの貯蓄を集めることである。ここで大

事なのは、基金の運用管理者にとってのインセンティブとなるパフォーマンスのクライテリアが、先にも触れたように、企業が価値を創造していく組織能力の評価へと向かうことである。

しばしば見られる年金基金制度導入に関する批判は、縮めていえば、短期的にみて最良のパフォーマンスを顕示しあう運用管理者達の競争が、上記の条件を満たさないというものである。その理由は、管理者と委託者(預金者)とのプリンシパル-エージェント関係(10)の質の悪さに起因する。私的基金の運用契約は短期的な成果に左右されがちである。というのは、契約を結んだ預金者が借方に記載されるとき情報の非対称性が最大になるからである。長期契約における運用管理者の質の評価は預金者には実際上不可能であり、金融市場によるパフォーマンスで評価することになり、これら運用管理者は相対的なしかも短期の収益性の競争にさらされているからである。このようにして運用管理者は長期的なリスクを避け、金融市場の平均的なオピニオンに従属しがちなのである。こうなってくると、長期的な勤続の対価としての長期的な投資はどうしようもなく非効率的なものになるのである。

＜資本の社会的所有としての年金基金の可能性＞

社会的コントロールに話を戻そう。情報の非対称性を低減させるために、一つの基金の委託者（加入者）の集団としての利害を代表する仲介をどうするかというところに本質的な議論があるのである。念のためにいっておけば、基金の投資の職業的運用管理者の活動に直接干渉することをいっているわけではない。短期的な収益性を求める金融市場の悪習に対して距離を取る事を可能にするよう、運用管理者が実現するパフォーマンスを専門的に評価する方法を発展させうるかどうかが問題なのである。この評価の専門家（エキスパート）は、労働組合から指名された金融アナリストであることが出来よう。このようにして労働組合は、一方で、パフォーマンスのクライテリアに関する考察を深めていかなければならないし、また自ら金融的成長体制の論理を体現し、賃労働者社会の新たな側面を具現化していかなければならない。ア

グリエッタは、このようにして、資本の社会的所有の到来を予期しているのである。金融的成長体制の議論の最重要点はここにある。

これに関して、若干のコメントを付して本稿を締めくくることにしよう。第一は、この金融的成長体制は、今すでにフランスにおいて実現されているといった性格のものではない。むしろ、アメリカ合衆国ですすんでいる状況の一側面を、しかもプラスの側面を宣揚しようとしているとでもいっていいような一種の展望なのであり、将来に対する提言なのである。そのかぎりにおいて、ポストフォーディズムにかかわる議論の中に改めて位置づけ直してみる必要があろう。

第二は、労働組合運動が長期的視点を有する事が出来るのかといった問題が残る。確かにフランスの労働組合の特質は、アメリカ流のビジネスユニオンとは異なり、政治的性格を色濃く持っているし、また政・労・使の三者構成で運用されているフランスの公的年金制度においても社会的パートナーとして参加しているので、年金制度に対する政策能力を有しているということは出来る。しかし、社会保障制度改革や年金制度改革において常に噴出してくる社会運動は、これら組合のエキスパートの思惑をはるかに超えて、改革を阻止する方向に働いてきた。95年のストライキしかり、現在進んでいる公的年金制度改革への抵抗しかりである。また、フランスを越えて考えると、実は、これらの問題は経済通貨統合の進む欧州レベルで実現されて意味を持ってくると考えられないだろうか。

第三に、このような社会的規制を伴った年金基金制度が、機関投資家の目に果たして意味あるものとしてうつるかどうか、という問題が残る。年金基金制度導入の推進者（フランスにおいては生命保険会社を筆頭とする金融機関）たちは、基金の自由な運用が投資を活発にするからこそ、年金基金に意義を見いだしているのではないだろうか。したがって、国家による規制と労働組合の関与に基づく年金基金制度は、機関投資家にとっては魅力の薄いものとなるかもしれない。

最後に、以上のような点を踏まえるならば、社会保障改革と年金基金制度導入を巡る論議は、マクロ経済的な議論であると同時に社会諸勢力の付置構造に依存する論争だということになる。レギュラシオン理論の視点からいえば、一方でマクロ的好循環をもとめる現実的議論であるとともに、社会的妥協を再構築していく理論的かつ政策的次元の議論を要求されているということである。

注

(1) 二階建てになっている公的年金の二階部分である補足年金（Retaite complémentaire）を企業年金と見なしている研究（堀勝洋、1989，厚生年金基金連合会編（1996）、中村優一•一番ケ瀬康子編（1999）など）もあるが、これは団体協約に基づいて被用者のほとんどすべてを対象とした強制加入の社会保険方式（賦課方式）の職域年金であり、企業年金と呼ぶことは多くの誤解をもたらすであろう。

(2) レギュラシオン理論アプローチに関しては、さしあたり、Aglietta（1997）、Boyer（1985）、ならびに山田鋭夫（1991）を参照されたい。なお、社会保障制度と国家に関しては、Robert Delorme et Christine André（1983）が今なお基本文献である。

(3) 本研究は、フランスにおける年金制度改革と90年代中葉以降の年金基金制度導入をめぐる論争を追跡するとともに、その制度の実態を明らかにすることを第一の課題としそれをふまえて、論争の問題圏をレギュラシオン理論アプローチに基づきマクロ的に位置付けなおす事を目的として出発している。ただし、年金基金制度導入を巡る経過に関する詳細な論及は、別稿を期することとし、レギュラシオン理論からするところの問題構成を示すこととする。なお、本稿を執筆するにあたって触発された主要な文献は Aglietta（1998）、レギュラシオン理論の理論雑誌の年金基金特集号 L'Année de la Régulation vol.4（2000）であり、また Robert Boyer 氏ならびに Benjamin Coriat 氏らとの種々の研究会における討

議に負うところも大きい。

(4)　テーラー・フォードシステムのような合理的な科学的管理法による生産性の向上と従業員への高分配、あるいは日本のような生産組織革新に基づく生産性上昇と製品の質の向上と多様化による競争力強化ではなく、株価を指標とする資金調達の容易さが投資を規定し生産性の向上をもたらすことになる。この株価重視のもっともパラドクサルな表われが、リストラによる大量解雇を発表された途端に株価が上昇し企業の立て直しが計られ、企業の格付が上がるというものである。

(5)　フォード主義的成長体制の危機については、Aglietta (1997)、ならびに Boyer (1985)、金融的成長体制への移行に関する Aglietta の主張に関しては Aglietta（1998）を参照されたい。

(6)　各個人の人生は、複数の段階を経る；児童期、労働力世代、老齢期。この第二段階、すなわち労働力期において、家計収入は日常的消費と貯蓄に向けられる。この貯蓄は、退職期に必要な支出、ならびに扶養する子供の支出に向けられる。この理論の単純な形態では、不確実性は計算に入っておらず、将来収入や死亡時期などは完全に知られており、子供に遺産を残すことも考えられていない。ソフィスティケートされた議論では、個人は altruist であり、他者愛に基づいて行動するし、子孫の生活水準を考慮に入れ資産を遺産として残す。いずれにしてもライフサイクルの段階に応じて貯蓄率が規定されるという考え方である。この仮説にのっとったアメリカにおける議論としては、賦課方式の公的年金システムの存在が家計貯蓄率を引き下げ、投資の減退をもたらすという理由から積立方式による年金制度が推奨され、その基金が運用されることを通して投資の活発化をもたらすというものがある。世界銀行の年金改革に関する報告書もこうした考え方に基づいている（World Bank（1994））。

(7)　受給開始年齢の引き上げは、議論にはなるもののタイムスケジュールに上ることはない。というのも高失業下では、早期退職と早期年金受給が政策的に推進されていることや労働運動の反対が強いからである。か

わって、満額年金を受けとるための加入期間を40年から42.5年に引き上げるという実質的な受給開始年齢の引き上げにつながる提案がなされたことがあったが、強固な反対の声の前に実現されることはなかった。

(8) 最近の年金基金に関する著書としては、概説書として Patrick Turbot (1997)、網羅的に解説したものとして François Charpentier (1997) がある。金融資本市場との関連での論争を収めたものとして、Claude Bismut et Najat El Mekkaoui-de Freitas eds. (2000)、経済政策的視点からの論争をおさめた雑誌の特集号 Economie Internationale, No.72, 1997、また年金基金導入に対する批判派の著作として代表的なものは、Jaques Nikonoff (1999)、積極的推進派のものとしては、Florence Legros et Valérie Leselbaum-Stepler (1997)。なお、レギュラシオン理論の年金基金に関する議論は、L'Année de la Régulation, No.4、2000が特集号を組んでいる。

(9) この点に関しては中西・花田 (1994) 参照。なお、市場による企業統治の直接的なコントロールが効率的なシステムでないことに関しては、立ち入る必要はないとおもうのでここでは触れない。

(10) この関係は、プリンシパル (依頼者、この場合加入者たる勤労者) が自己の目的の達成を自らに代わって遂行させるべく契約によりエージェント (代理人、この場合年金基金運用管理者) に委託する関係をさしている。ただし、エージェントはつねにプリンシパルにとって望ましい行動をとるとは限らない。そのため、エージェントが自らの利益に合致するような行動をとるように仕向けるために、モニター機能やインセンティブメカニズムをいかに契約の中に盛り込んでいくのかが重要になってくる。しかし、情報の非対称性 (知識と情報の偏り) がある以上、完全な契約はあり得ない。したがって、いかなる制度的規制を構築していくのかが焦眉の課題となるのである。

参考文献

Aglietta M. (1997) *Régulation et crises du capitalisme*, nouvelle édition, Odile Jacob. (『資本主義のレギュラシオン理論―政治経済学の革新（増補新版)』若森章孝他訳　大村書店2000年 3 月

Aglietta M. (1998) *Le Capitalisme de demain*, Notes de la Fondation Saint Simon, No.101.

L'Année de la Régulation, No.4, Fonds de pension et 〈〈nouveau capitalisme〉〉, Association Recherche et Régulation, La Découverte, 2000.

Bismut C. et El Mekkaoui-de Freitas N. éds. (2000) *Fonds de pension : Aspects économiques et financiers*, Economica.

Boyer R. (1986) *Théorie de la régulation : Une analyse critique*, La Découverte　(山田鋭夫 訳『レギュラシオン理論―危機に挑む経済学』藤原書店、1989年。

Charpentier F. (1997) *Retraite et Fonds de pension: L'état de la question en France et à l'étranger*, Economica.

Commissariat Général du Plan (1995) *Perspective à long terme des retraites*, La Documentation Française.

Conseil d'Analyse Economique (1998) *Retraite et épargne*, La Documentation Française.

Delorme R. et André Ch. (1983) *L'Etat et l'économie: Un essaie d'explication de l'évolution des dépenses publiques en France 1870 -1980*, Seuil.

Documentation française (1991) *Livre blanc sur les retraites*, collection des rapports officiels.

Economie Internationale, No.72, La Revue du CEPII, 1997.

Legros F.et Leselbaum-Stepler V. (1997) *Retraites et Fonds de pension en 54 cas pratiques*, SEFI.

Nikonoff J. (1999) *La Comédie des fonds de pension*, Alréa.

Sterdyniak et alii.（1999）“Les retraires en France: que faire ?” in *Revue de l'OFCE*, No.68.

Turbot P.（1998）*Les fonds de pension*, Que sais-je ?　3247, PUF.

World Bank（1994）Averting the Old Age Crisis : Policies to Protect the Old and Promote Growth, *Policy research Bulletin*, Vol.5, No.4.

厚生年金基金連合会編（1996）『諸外国の企業年金制度』社会保険研究所

厚生年金基金連合会編（1999）『海外の年金制度-日本との比較検証』東洋経済新報社

中西洋・花田昌宣（1994）『フランス　Peugeot 社の“Bulletin de Paie”―＜給料袋＞の国際比較』東京大学経済学部産経研 Discussion Paper Series

中村優一・一番ケ瀬康子編（1999）『世界の社会福祉―フランス・イタリア』

花田昌宣(1998)「欧州経済の協調レジームへの岐路―経済通貨統合における社会経済的調整の意義」『熊本学園大学海外事情研究所所報』第25巻第 2 号

平野泰朗･花田昌宣（1999）「労働力再生産における産業的福祉の役割」山田鋭夫・ロベール・ボワイエ編『戦後日本資本主義―調整と危機の分析』藤原書店所収

堀勝洋（1989）「企業年金」社会保障研究所編『フランスの社会保障』東大出版会

山田鋭夫（1991）『レギュラシオン・アプローチ』藤原書店